

仕 様 書

1 駐車場の設置条件

(1) 設置管理許可期間内に30日以上連續して、施設の維持管理に係る補修工事等のため駐車場を使用できないときは、既納の使用料のうち、当該期間中分を協議のうえ返還する。

(2) 駐車場を運営するために必要な設備機器の設置、撤去等に関する期間も、設置管理許可期間に含む。

(3) 経費の負担等

駐車場の整備及び管理・運営・修繕等に係る経費及び設置許可満了等に伴う原状回復に係る経費は事業者の負担とする。また、運営に係る電気料金も事業者の負担とする。

(4) 管理・運営責任

駐車場の管理・運営に関する一切の責任は事業者が負う。

(5) 隣地の蓮根区民事務所利用者の無料処理券について、区の請求に基づき必要枚数を納品すること。

(6) 駐車場の管理に関する以外の宣伝広告類は掲示しないこと。ただし、社会貢献活動への取組みを表すものについては、事前に区と協議すること。

2 整備及び管理・運営等

(1) 物件の用途

入札物件は、ロック式有料駐車場とし、車両通路幅5,000mm以上、駐車スペースは2,400mm×5,000mm以上で9台以上とする。そのうち、1台をカーシェアリング用地として運営することもできる。

(2) 駐車場の整備工事

① 整備工事開始前に区と整備内容及び施工の協議を行う。

② 設置した工作物を有料駐車場以外の目的に使用することはできない。

(3) 付属設備等の整備

次にあげる付属設備等を整備しなければならない。なお、自動販売機の設置は許可しない。

① 駐車場としての区割り整備

② 入出庫の管理及び利用料金徴収のための設備

- ③ インターフォン等の緊急連絡機器及び遠隔操作等に必要な設備
- ④ 駐車場の満空情報を、インターネットで照会できるシステムその他駐車場の管理運営に必要な設備として区が認めた設備

(4) 運営

- ① 近隣及び駐車場利用者への対応は、事業者が一切の自己責任で行う。公園内の設置であることを十分に理解し、運営を行うこと。
- ② 駐車場の運営中にトラブルが発生した場合、30分以内に現地で対応できる体制をとること。
- ③ 契約満了や故障等による機器の入れ替えや修理等で駐車場の使用に支障がある場合は、近隣の駐車場を案内する等、対応すること。

(5) 稼働状況の報告

月毎の稼働状況について、実績報告書にて定期的に区へ報告すること。
なお、カーシェアリングを導入する場合においても、同様に区へ報告すること。